

様式第7号（第8条関係）

伊予市入札監視委員会定例会議（第2回）議事概要

開催日時及び場所	令和4年1月25日（火） 伊予市入札監視委員会条例（平成26年条例第3号）第6条第6項に基づく書類の回議による開催		
出席委員の氏名及び職業	委員長 渡邊 政広（愛媛県建設技術支援センター理事長 愛媛大学名誉教授） 委員 西田 和真（西田和真税理士事務所 税理士） 委員 佐藤 清志（佐藤法律事務所 弁護士） 委員 北田 隆（北田隆事務所 公認会計士）		
対象期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日		
抽出案件	総件数5件	（備考） 抽出方法 入札契約方法別に無作為に案件を抽出。 佐藤委員が案件を抽出。	
内 訳	一般競争入札		2件
	指名競争入札		2件
	随意契約		1件
委員会からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答等	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会意見の内容	無作為に抽出された5案件について、それらの入札及び契約手続き等が適正に執行・運用されているか審議した結果、疑義は何ら生じなかった。		

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.1）

契約方法	一般競争入札
件名	八倉系送配水管布設替工事
履行場所	伊予市八倉地内
種別	水道施設
概要	送水管 DIP(GX) φ300 L=244.6m 配水管 DIP(GX) φ350 L=229.7m 配水管 DIP(GX) φ300 L=5.3m 配水管 DIP(GX) φ150 L=6.7m
意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が事前公表である理由は何か。 ・ 応札した6者の等級をそれぞれ教えよ。 ・ 実績確認型の総合評価落札方式で「評価項目」「配点割合」は定期的な見直しは行われているか。または、長期にわたって固定されたものであるか。 ・ 市内事業者育成の観点から、市内外の事業者間で入札参加資格の要件に差を設けているようだが、多用すれば弊害もある。適用に当たっては、例えば基本インフラに係る事業者など具体的な基準はあるのか。 ・ 簡易型総合評価落札方式は、一般競争入札よりもよいと思うが、どのくらい採用しているのか。 ・ 工事内容として、愛媛県外の事業者では、施工が困難な工事内容といえるものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員への働きかけなどの不正防止に有効であると考えられるためである。 ・ 市内業者1者がB等級、市外業者5者がA等級である。 ・ 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）については、標準的な様式を基に、案件に応じて、評価内容及び基準を変更している。 ・ 具体的な基準はなく、個別案件ごとに適切に設定している。 ・ 令和3年度においては3件採用している。 ・ 施工実績があれば問題はない。

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.2）

契 約 方 法	一般競争入札
件 名	上水道施設漏水調査業務
履 行 場 所	伊予市上水道施設区域内
種 別	建設コンサルタント
概 要	漏水調査業務 L = 1 9 0 k m
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・この種の業務は、一般的に低入札が多いのか。 ・入札17者中、落札業者だけが他者と比較して極めて低い入札価格になっているが、その理由は何が考えられるか。 ・多数の入札者があるようだが、過去10年間の契約額500万円以上の調査実績は、1件でもよいのか。 ・入札業者の中に愛媛県内に本店を有する事業者、伊予市内に本店を有する事業者はいたのか。 ・業務の内容的にみて、愛媛県内あるいは伊予市内に本店を有する事業者の方が適切に業務を遂行できるといった事情はないのか。 ・漏水調査方法については、本業務遂行にあたって、ある特定の調査方法を指定されているのか。 ・本業務の調査区域は、伊予市上水道施設区域の何%くらいにあたるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10年間の平均落札率はおおよそ80%となっており、低い水準で落札されている傾向がある。平成25年度から業務の低入札調査が始まり、本業務は1度低入札があった。 ・手持ち業務の状況等から、受注意欲を示したことが理由の一つとして考えられる。 ・競争原理を働かせるため、広く応募ができるような資格設定をしている。過去に1件でも一定の調査実績があれば、調査のノウハウがある事業者であると考えている。 ・入札業者はすべて県外の事業者であった。 ・地理的要素での業務遂行における適切性に差異はない。 ・一般的な漏水調査である戸別音聴調査、弁栓音聴調査、路面音聴調査を行っている。 ・本調査区域は上水道施設区域の約70%にあたる。

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.3）

契 約 方 法	指名競争入札
件 名	伊予市都市公園施設長寿命化計画策定業務
履 行 場 所	伊予市都市計画区域内
種 別	建設コンサルタント
概 要	公園施設長寿命化計画策定 しおさい公園 本郡塩田児童公園 谷上山公園 古茂池児童公園 五色浜公園 南新川児童公園
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格は事前公表であるか。 ・ 1 番札の事業者はどの失格判定基準に該当したのか。 ・ 低入札業者が3者と多くなっているが、どのような理由が考えられるか。 ・ 本業務は、公園内のどのような施設の長寿命化を対象としていたのか。 ・ 当該計画が長寿命化にどのように資するのか、具体的に教えよ。 ・ 伊予市業務委託低入札価格調査要領別表第2中のどの項目（経費）が最も深く関わって、低入札をクリアできたのか教えよ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格は事前公表である。 ・ 直接人件費である。直接人件費については、設計額の80%が失格ラインとなっており、それを下回ったため、失格となった。 ・ 企業規模が比較的大きい事業者が多いことから、経費を必用最小限に削減しても利益が確保できると判断したものと考えられる。 ・ 予防保全を行うことによりライフサイクルコストの縮減ができる施設を対象とした。（遊具・建築物・各種設備など） ・ 公園長寿命化計画は、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化し、施設ごとに管理方法、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するものである。また、「公園施設長寿命化計画」に基づき、適切に維持管理を行った施設の改築等に、国の支援を受ける事が可能となる。 ・ 直接人件費の見積額が設計額とほぼ同等となっており、業務成果に必要な品質が確保できると判断した。

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.4）

契約方法	指名競争入札	
件名	防災用テント	
履行場所	伊予地域 5箇所 中山地域 4箇所 双海地域 3箇所	
種別	消防・防災用品	
概要	防災用テント N=400個 ※参考品 株式会社三田 クイックシェルター QSF-M 防火加工	
	意見・質問	回答
	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に買い替えを行っている製品であるか。 落札率が他社と比べて63%とかなり低いように見受けられるが、納入品の耐久性や品質などに問題はないのか。 防災用製品については、どうしても放置になりがちであり、いざ使いたい時に使い物にならないということもよくあるため、定期的な品質チェックを事業者にしてもらえるような仕様にしておくことがより良いと考えられるがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の納入品は新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として屋内の避難所で使用するために新たに購入した製品である。 納入品は参考品であり、仕様を満たすものであるため、製品の耐久性、品質等に問題はないと考えている。 担当職員等による点検計画を作成、実施していくことを検討中である。特殊な機械等で、職員による点検が難しい場合には、業者委託についても検討する。

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.5）

契 約 方 法	随意契約
件 名	伊予市総合防災マップ等作成業務
履 行 場 所	伊予市内一円
種 別	その他業務
概 要	多様化する自然災害の被害想定を反映させた総合防災マップ、（重信川・大谷川）河川防災マップ及び高潮防災マップ（以下「総合防災マップ等」という。）の原案作成、検討調整、印刷製本、本市ホームページにおける総合防災マップ等情報の改訂及び地図情報に関するデータの整理をする業務
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査委員会の構成メンバーを教えよ。 ・ 審査委員会の構成員として、防災に関する専門的知見を持った人物を入れることも考慮に値するのではないのか。 ・ プロポーザルには、何者が応募したのか。 ・ 本件は複数者の応募があったが、他のプロポーザルの事例では、応募者が1者のみの場合もあった。プロポーザルで実施した結果、全てが満足できるものとなっているのか。 ・ 伊予市内に本店を有する事業者からの公募はなかったのか。 ・ 以前に同種の防災マップを作成されたときと同様の事業者が採用されたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部長、産業建設部長、市民福祉部長、中山地域事務所長、双海地域事務所長、財政課長及び危機管理課長が、構成メンバーとなっている。 ・ 総合防災マップの作成に当たっては、委託業者決定後の企画製作段階において、災害や防災情報の最新の知見と学術的な知見を有する愛媛大学や松山地方気象台等専門機関と連携し、より適切かつ効率的なマップを作成することとしている。なお、業者決定段階における専門的知見の反映についてもよりよいマップ作りに有効と考えられることから、今後、審査委員会委員への専門家の登用を検討する。 ・ 3者の応募があった。 ・ プロポーザル実施にあたっては、案件ごとに最低基準を設けており、1者のみの応募であったとしても、一定水準以上の者が採用される仕組みとなっている。 ・ 伊予市内に本店を有する事業者からの応募はなかった。 ・ 平成26年度に総合防災マップをプロポーザル公募した時と同種の事業者から応募があり、その中から採点が一番高い前回とは別の事業者を採用した。